

第1部 総説

第1章 宮城県環境施策の展開

平成7年4月に、環境基本法制定等の国内動向を踏まえ、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「環境基本条例」を施行しました。平成9年3月には、同条例の理念を具体化するため、平成4年に策定した「環境管理計画」を全面的に見直し、県が環境施策を進める上での総合的指針となる「宮城県環境基本計画」を策定し基本目標の達成に向けて各種施策を進めました。

さらに、この計画が平成17年度に計画期間が終了したことを受け、平成18年度を初年度とし平成27年度までの10年間の計画期間とする、新たな環境基本計画の策定を行っています。

この計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を明らかにし、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものであるとともに、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構成するすべての主体と将来像に対する認識の共有化を図るものとしての役割を有したものであり、本県の環境施策は同計画に沿って展開していくこととなります。

一方、平成9年3月に「環境影響評価条例」、平成14年7月には「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」、さらには、平成16年3月に「産業廃棄物税条例」、同6月に「ふるさと宮城の水循環保全条例」、平成17年度には、「グリーン購入促進条例」「産業廃棄物の適正化等に関する条例」を制定し、順次施行するとともに、「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」「循環型社会形成推進計画」「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」など個々の環境分野における総合的・計画的な施策の展開を図っています。

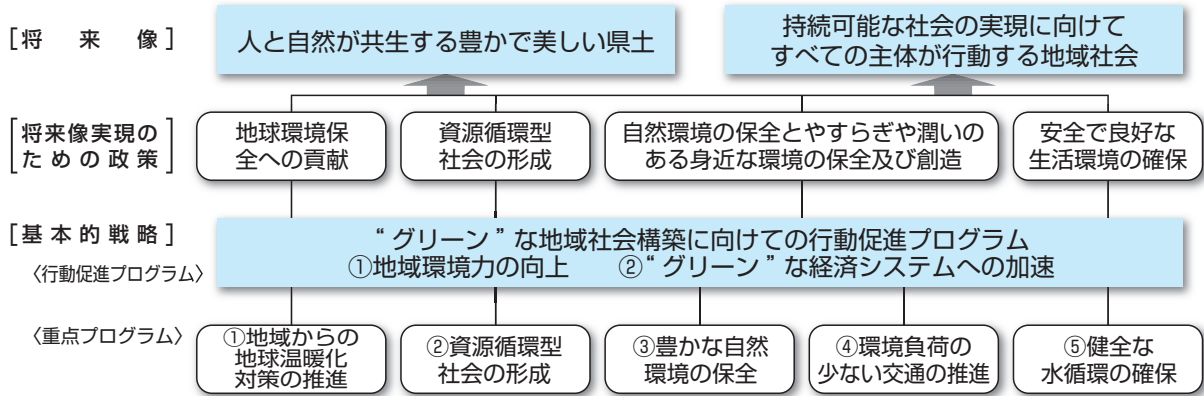
さらに、平成18年度には、新たに、「宮城“グリーン”行動促進計画」「宮城県自然環境保全基本方針」「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」「宮城県水循環保全基本計画」を策定しており、新たな環境基本計画に沿った環境分野の個別計画をすべて整備したこととなりました。

県自らの環境への負荷削減に向けた率先的取組としては、宮城県環境保全率先実行計画（平成10年2月）について、平成18年3月に第3期計画を策定し、第2期期間中に構築した環境マネジメントシステムの定着と運用を進めています。また、毎年度環境物品等調達方針を策定し環境負荷の少ない物品購入等に取り組んでいます。

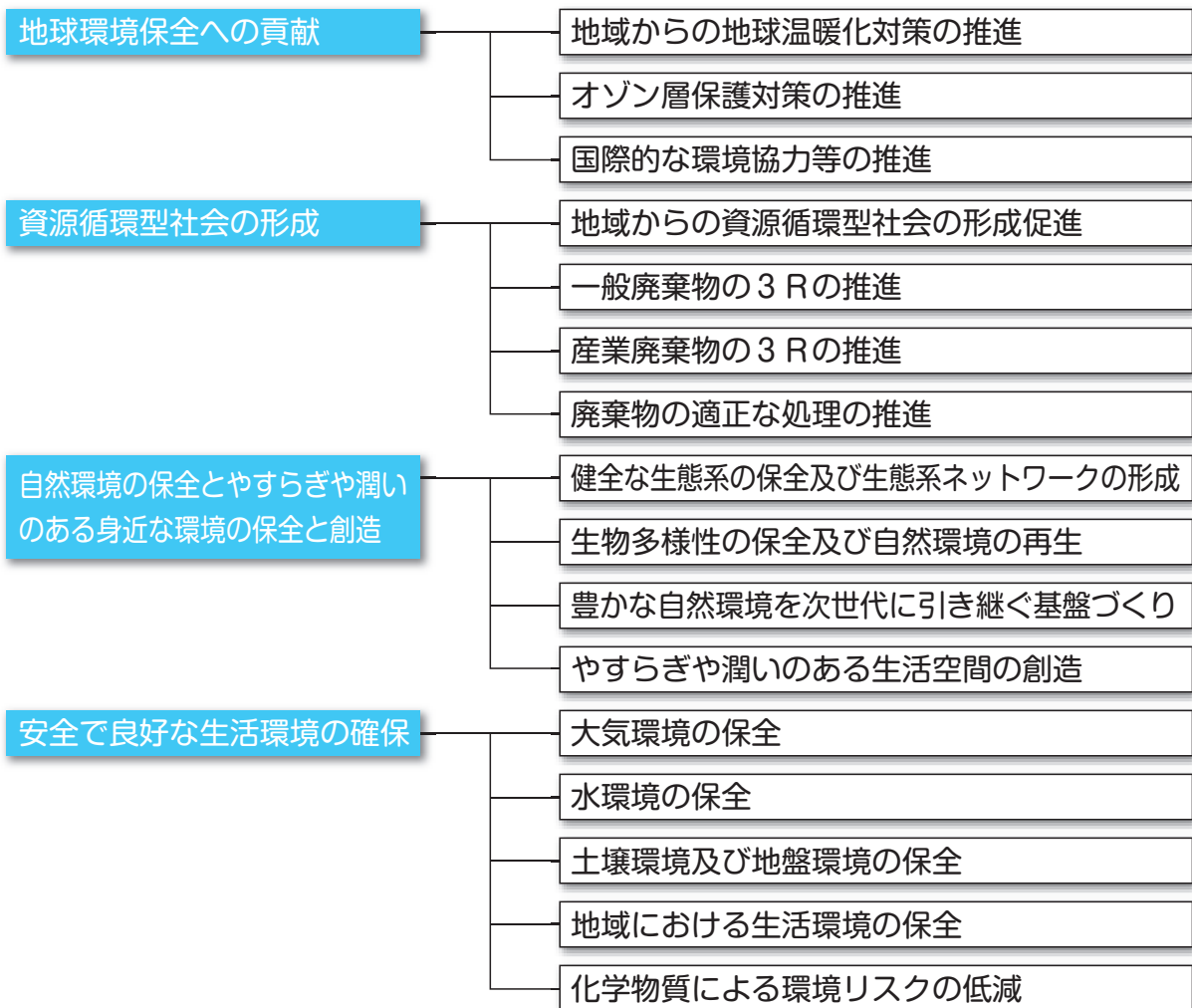
第2章 環境基本計画の進捗状況

第1節 環境基本計画施策体系

1 環境基本計画が目指す将来像と将来像実現のための戦略



2 将来像実現のための政策と施策項目



第2節 環境基本計画の進捗状況の点検評価

1 総合的評価

(1) 環境基本計画の基本的事項

① 計画の役割等

環境基本計画は、環境基本条例により、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものであり、目指す将来像を明らかにし、地域社会を構築するすべての主体と将来像に対する認識の共有化を図るものとして、平成18年3月に策定しました。

また、基本計画は、「地球温暖化地域推進計画」や「循環型社会形成推進計画」といった環境分野の個別計画に基本的方向性を与えるものとして策定されており、地球温暖化対策、資源循環型社会形成などの個々の分野の具体的な目標や施策は、これらの個別計画において定めることになり、各個別計画は、基本計画の実施計画となるものです。

計画の目指す将来像

- 環境の将来像＝「人と自然が共生する豊かで美しい県土」
- 社会の将来像＝「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」

② 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

③ 施策の基本的戦略

将来像を実現するために、「グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム」、「各分野に関する重点プログラム」を基本的戦略として掲げ、プログラムの分野ごとに個別計画を策定し、

具体の目標や施策を定め、主要な課題に適切に対処するための施策を総合的・計画的に推進することとしています。

基 本 的 戦 略	個 別 計 画
グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム	○宮城“グリーン”行動促進計画
各分野に関する重点プログラム	
地域からの地球温暖化対策の推進	○“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画 ○宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画
資源循環型社会の形成	○宮城県循環型社会形成推進計画
豊かな自然環境の保全	○宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画
環境負荷の少ない交通の推進	○宮城県自動車交通環境負荷低減計画
健全な水循環の確保	○宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画

(2) 平成18年度において講じた施策

① グリーンな地域社会構築に向けての行動促進プログラム

環境を考えた地域づくりを促進する「地域環境力の向上」、環境に配慮した企業や製品が優位に立てる市場形成を促進する「グリーンな経済システムへの加速」を進めるため、プログラムの実施計画として、「宮城“グリーン”行動促進計画」を策定しました。

② 各分野に関する重点プログラム

自然と共生する社会の実現を目指す「宮城県自然環境保全基本方針」、良好な生活環境の保全を図るための「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」、自然の水環境の持つ恩恵を最大限に享受するための「宮城県水循環保全基本計画」を策定しました。

また、「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」や「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」関連では、

前年度モデル事業地区での事業実施前後の二酸化炭素排出量削減効果の検証、地域に賦存する自然エネルギーの導入の可能性についての県内2モデル地域での調査を実施しました。

さらに、「宮城県循環型社会形成推進計画」で

(3) 平成18年度における点検評価結果

各個別計画では、計画の目標を実現するため、各種指標による目標値を設定し、毎年度、施策の進捗状況の点検評価を行うこととしており、「当該年度において達成すべき目標値等」に対する「指標の現況値」の状況を示す「達成度」により、平成18年度の評価を行いました。

ここで、「当該年度において達成すべき目標値

は、グリーン購入促進条例に基づく「宮城県グリーン製品」の認定と利用拡大の促進や事業者が連携してリサイクルの仕組みを構築するための費用助成等を実施しています。

等」は、各計画策定時現況値と目標年度の目標値との変化量を、期間内で均等に配分した場合の目安として算出したものです。

その結果、「二酸化炭素排出量」を指標とする「宮城“グリーン”行動促進計画」、「脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」については、目標達成が厳しい状況となっています。

表 各個別計画の管理指標の目標値及び現況 一覧表

番号	計 画 名	管 理 指 標	目標値	現況値	当該年度に達成すべき目標値等	達成度 (%)	達成状況
1	宮城“グリーン”行動促進計画	二酸化炭素排出量当たりの生産性 (百万円/千t-CO ₂)	0.61 (H22)	0.46 (H17)	0.49	93.9	×
		廃棄物の最終処分量当たりの生産性 (百万円/千t)	27.7 (H22)	25.7 (H17)	22.1	116.3	○
2	“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画	県民1人当たり温室効果ガス年間排出量 (t-CO ₂)	7.56 (H22)	9.49 (H15)	8.68	90.7	×
3	宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画	県内における自然エネルギー等の導入量 (原油換算 千kl)	714 (H22)	564 (H18)	538	104.8	○
4	宮城県循環型社会形成推進計画	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	1,000 (H22)	1,065 (H17)	1,078	101.2	○
		一般廃棄物リサイクル率 (%)	30 (H22)	23.9 (H17)	21.6	110.6	○
		一般廃棄物最終処分率 (%)	12 (H22)	13.2 (H17)	14.1	106.4	○
		産業廃棄物排出量 (千t/年)	11,971 (H22)	11,180 (H17)	12,001	106.8	○
		産業廃棄物リサイクル率 (%)	31 (H22)	30.2 (H17)	30.4	99.3	×
		産業廃棄物最終処分率 (%)	2 (H22)	2.1 (H17)	2.4	112.5	○
5	宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画	豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合 (%)	26	26 (H18)	26	100.0	○
6	宮城県自動車交通環境負荷低減計画	二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率 (%)	100 (H27)	80 (H18)	64	125.0	○
		浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率 (%)	100 (H27)	66.7 (H18)	20	333.5	○
		自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率 (%)	100 (H27)	87.4 (H18)	87.9	99.4	×
		自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量 (%)	10以上 (H27)	—	—	—	—
7	宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画	清らかな流れ	7.5	—	—	—	—
		豊かな流れ	7.6	—	—	—	
		安全な流れ	6.4	—	—	—	
		豊かな生態系	6.5	—	—	—	

(4) 平成18年度における点検評価を踏まえた課題と今後の施策展開の方向性

環境分野においては、講じた施策が効果として発現するまでに時間差がみられるものが多いものの、目標年度までの期間や目標値との乖離状況を勘案し、解決すべき課題に対応した多様な施策手段の適切な活用とともに最適な組み合わせを行い施策を展開することが重要です。

特に、二酸化炭素排出量の増加は、日常生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に起因するものであり、すべての主体の行動の中に環境への配慮が織り込まれ、継続的に環境保全への取組の改善を図っていく仕組みの構築に向けた施策展開が重要となっています。

2 “グリーン”な地域社会構築に向けての行動促進プログラム

～宮城“グリーン”行動促進計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

ア 地球温暖化対策、循環型社会の構築、自然環境保全などの環境分野全体を「行動促進」という観点で捉えた計画で、環境配慮行動の促進に関する環境基本計画の実施計画としての位置付けられています。

イ 県民・事業者等すべての主体の、環境を考えた行動を促進するための目標を掲げるとともに、その手段としての県の施策を体系的に整理し、目標達成までの道筋を示すものです。

② 施策展開の考え方

持続可能な地域社会の構築のために必要な様々な行動について、一人一人の個別の行動促進の対策を講じるだけでなく、快適さを損なわずに環境配慮行動（環境負荷の低減）ができるよう、行動の基盤となる社会・経済の変革（地域環境力の向上^{*1}、グリーンな経済システムへの加速^{*2}）を目指すこととしています。

※1 地域環境力：地域における各主体のより良い環境、より良い地域を創っていくとする意識・能力の高まり

※2 グリーンな経済システム：環境配慮製品や環境配慮経営を行っている事業者が市場において適切に評価されること

③ 計画期間

平成18年度から平成22年度まで

(2) 平成18年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「豊かさを高めつつ、一人一人の行動により県内の環境負荷量を減らす」ことを目標に「二酸化炭素排出量当たりの生産性指標」と「廃棄物の最終処分量当たりの生産性指標」といった環境効率性指標を用いた数値目標を設定し、平成22年度までに、二酸化炭素排出量当たりの生産性を0.61（百万円/t-CO₂）、廃棄物の最終処分量当たりの生産性を27.7（百万円/t）とすることとしています。

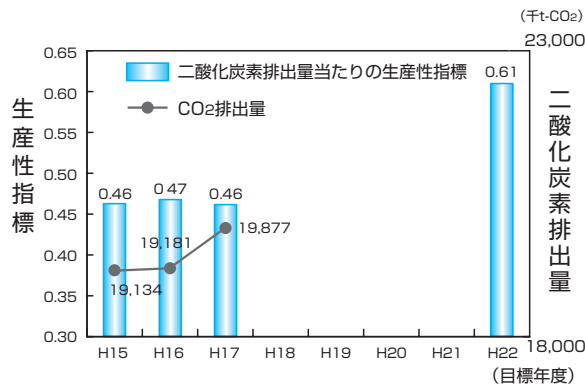
② 数値目標に係る指標値の状況

平成17年度の「県内総生産額（実質）」「（県内）石油製品販売実績」「（県内）総需要電力販売実績」「一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量実績」に基づく基本目標の状況をみると、次のとおりでした。

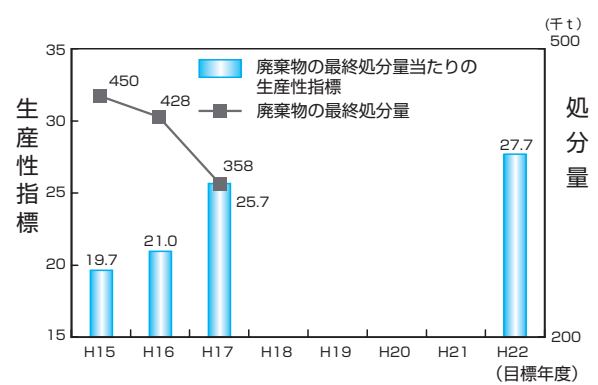
○二酸化炭素排出量当たりの生産性指標
=0.46（百万円/t-CO₂）

○廃棄物の最終処分量当たりの生産性指標
=25.7（百万円/t）

この値と、計画策定時の現況値（H16実績）及び平成22年度末目標値との推移から「各年度毎の当面目標値」とを比較すると、平成17年度は、「二酸化炭素排出量当たりの生産性」が二酸化炭素排出量の増加による足踏み状態で改善を必要とする状況にある一方、「廃棄物の最終処分量当たりの生産性」は順調に向上している状況がみられます。



■二酸化炭素排出量及び排出量当たりの生産性の推移



■廃棄物最終処分量及び最終処分量当たりの生産性の推移

③ 平成18年度に講じた施策

ア 地域環境力の向上を目指した取組

- 学校における環境教育等の環境教育・環境保全活動を支える人材の育成、環境情報発信のための媒体の充実等の環境教育のための基盤整備、こどもエコクラブへの支援等の環境教育の普及啓発・支援等、すべての主体の環境意識を高める取組を実施しました。
- アドプト・プログラム支援による地域NPO活動等への支援、「みやぎの環境情報館」を活用した環境情報システム構築によるネットワーク形成支援等、環境配慮行動のための基盤をつくる取組を実施しました。

イ グリーンな経済システムへの加速を目指した取組

- グリーン購入シンポジウムやセミナーの開催等のグリーン購入に関する普及啓発、県自体がグリーン購入を率先垂範するグリーン購入の推進等消費者のグリーン購入の促進に関する取組を実施しました。
- 環境マネジメントシステムの普及を目指したセミナーの実施等事業者の環境配慮に対する普及啓発、環境配慮金融商品の発売等を金融機関に働きかけることによる企業の社会的責任を踏まえた環境配慮経営の推進、中小企業融資制度における環境配慮経営企業への支援等、事業者の環境配慮経営、環境配慮製品の製造等を促進する取組を実施しました。

④ 平成18年度点検評価を踏まえた課題

計画の管理目標のうち「廃棄物の最終処分量当たりの生産性」については、計画の最終年度の目標値に向け順調に推移することが見込まれる結果となっています。

しかし、「二酸化炭素排出量当たりの生産性」については、電力使用量の増加に伴い二酸化炭素排出量が増加し、指標値が前年度比-0.1%となっており、関連施策のより一層の効果的な推進が必要です。

このため、各主体の環境意識を高め、企業における環境配慮経営と県民ひとりひとりの環境配慮行動を推進し、環境の価値を積極的に評価する市場の形成に向けて、参加意識や経済的な動機付けも含めた、一層の推進施策が必要となっています。

⑤ 今後の施策展開の方向性

地域環境力を向上するためには、積極的に環境配慮行動を行おうとする時流・トレンドを形成することにより、一人一人が地域や環境のことを考え、環境に配慮した行動をとるとともに、地域環境を保全するための活動を行う地域社会を築き、これを地域活性化につなげていくことが必要です。

また、グリーンな経済システムへの転換を加速するためには、省エネ技術、廃棄物の発生しにくい技術などの環境保全技術の開発を促進し、日常生活や通常の事業活動に伴う環境負荷のレベルを減らすほか、事業者の環境配慮経営を促進することが必要です。

このため、計画では、基本目標の達成に向け、計画期間内に重点的に達成すべき目標として、次の重点目標を掲げるとともに環境配慮行動の普及・啓発、事業者の環境情報の公開（環境配慮行動の社会的な動機付けの向上）、環境マネジメントシステムの普及、構築支援等の施策を基本目標を達成するための重点施策として、積極的な展開を図ることとしています。

<重点目標>

項 目	現況値	目標 (H22)
県民の環境配慮行動宣言数 ^(※3)	0 (H18)	1,000
事業所の環境マネジメントシステム構築数	347 (H17)	500

※3 県民の環境配慮行動宣言：環境に配慮した行動の実践について、取組内容を県の環境情報ポータルサイト「みやぎの環境情報館」上で宣言・公表し、継続的な実践活動のきっかけとするものです（平成19年度から運用開始）。

3 地域からの地球温暖化対策の推進

～ “脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ推進計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

地域レベルから地球温暖化対策を積極的に推進するため、“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ構想(個々の家庭や事業所等における地球温暖化防止活動や各地域における共同の取組を全県的に波及させ、地球温暖化防止に向けた取組を県民運動にしようという考え)を具体化し、宮城県としての温室効果ガス削減目標、県民・事業者・行政の各主体に求められる役割・責務等を明らかにするとともに、“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成に向けた県の推進方策等を示したものです。

② 施策展開の考え方

以下の4つを重点的に推進する地球温暖化対策として各種施策を実施することとしています。

ア “脱・二酸化炭素”連邦みやぎ形成事業

民生、運輸部門の多くの中小事業者が集中する温泉街・商店街・流通工業団地の特定の地域を対象に、二酸化炭素排出量診断、削減策提案及び取組実施をモデル事業として行い、その成果を他に波及させることで地域からの二酸化炭素排出削減に向けた取組を促します。

イ 自然エネルギー等・省エネルギー促進

宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年制定)及び自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画(平成17年9月策定)に基づき、自然エネルギーの着実な導入や省エネルギーの促進

によって化石燃料由来エネルギー消費を抑制し、二酸化炭素排出削減を目指します。

ウ 環境教育・学習の支援

環境教育・学習を通じ、県民の中での地球温暖化に対する問題意識の共有とその防止に向けた行動促進を図ります。

エ 二酸化炭素吸収源対策

二酸化炭素吸収源としての役割を担える健全で活力ある多様な森林整備を推進します。

③ 計画期間

平成16年度から平成22年度まで

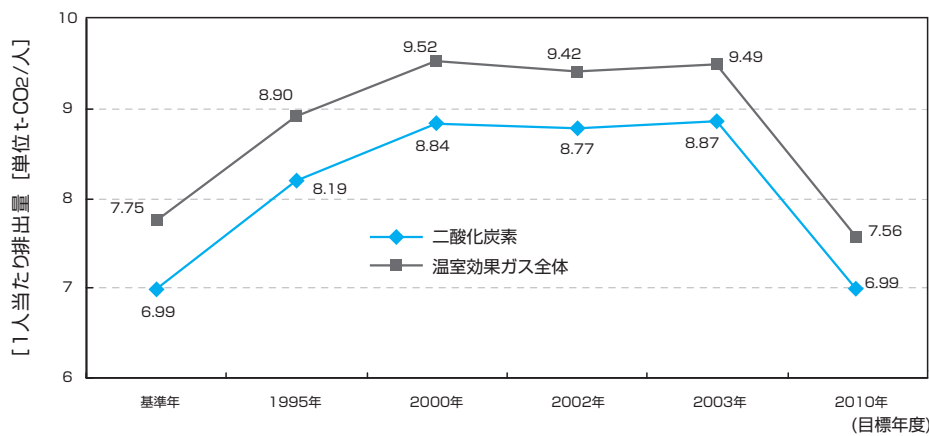
(2) 平成18年度における点検評価結果

① 計画の目標

「温室効果ガスの削減」を目標とし、「県民1人当たり温室効果ガス年間排出量」について数値目標を設定し、平成22年度までに、温室効果ガス排出量を二酸化炭素換算で7.56 tに低減することとしています。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成18年度の管理指標(平成15年度の排出量)の状況を見ると、二酸化炭素換算で9.49 tとなっており、計画策定時の現況値(平成12年度の排出量)9.52 tからは減少しているものの、前年度数値(平成14年度の排出量)9.42 tから微増となっています。



■ 温室効果ガス及び二酸化炭素の県民1人あたり排出量の推移

③ 平成18年度に講じた施策

ア “脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ形成事業関連の取組

前年度までに実施したモデル地域における取組の効果を検証するとともに、当該取組の成果について、他地域へ波及させるべく、温泉旅館組合、商店街振興組合、商工会等を訪問して説明し同様の取組の実施について働きかけを行いました。

イ 自然エネルギー等・省エネルギー促進関連の取組

県内3住宅展示場において、各住宅展示場の協力を得て、省エネ型住宅の紹介や家庭でできる省エネの紹介等をパネル展示やクイズ等を活用して実施した他、自然エネルギー地産地消導入促進のため、県内2地域においてエネルギー賦存量調査及び利用可能性調査を東北大学大学院環境科学研究科の協力により実施しました。

ウ 環境教育・学習の支援関連の取組

ストップ温暖化センターや地球温暖化防止活動推進員との連携や活動支援を行なうとともに、こどもエコクラブ活動支援を行った他、県内の多数の企業等の参加によるクールビズキャンペーン「仙台・みやぎクールビズ宣言」等を実施しました。

エ 事業者としての県の取組

県有施設におけるE S C O事業^(注)の導入可能性を調査し、「E S C O事業導入基本方針」を

策定しました。

(注) E S C O事業：工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。

E S C Oの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受け取ることも特徴となっています。

④ 平成18年度点検評価を踏まえた課題

管理指標は計画策定時の現況値よりも減少しており、目標に向かってはいるものの、前年度数値と比較すると微増となっており、目標達成には、排出量削減に向けたより一層の取組の実施が必要であり、事業者や県民が積極的に取り組むような仕掛けづくりが必要です。

⑤ 今後の施策展開の方向性

“脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ推進計画は、京都議定書及び京都議定書目標達成計画に対応した計画であるが、現在、国において、これらについての見直しが行なわれているところであり、見直し結果を踏まえて、“脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ推進計画を見直す必要があります。

当面は、これまでと同様に温室効果ガス排出量削減に向けて、県民・事業者・市町村等の各主体との連携協力により各種対策に取り組むほか、温室効果ガス排出量削減による事業活動や県民生活への利点の明示、補助制度の創設等のインセンティブを検討します。

～ 自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画 ～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

ア 宮城県環境基本計画の地球環境保全及び「“脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ推進計画」の重点的推進対策である新エネルギー導入促進と省エネルギー促進の実施計画として位置付けられています。

イ 自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進の必要性と可能性を示すことで、県民、事業者等の自主的な行動を促進するとともに、総合的かつ長期的な目標を掲げ、その実現に向けた県の施策の大綱及び重点事項の着実な推進を図るものです。

② 施策展開の考え方

本県における将来のエネルギー消費量の推計や京都議定書目標達成に向けた民生・産業・運輸各部門での施策、事業者としての県の率直的な取組等を体系的に整理し、次の施策を重点プロジェクトと位置付け、展開します。

- ア 住宅の省エネルギー促進プロジェクト
- イ “脱・二酸化炭素” 連邦みやぎ形成事業
- ウ クリーンエネルギー自動車導入促進プロジェクト

エ 再生可能エネルギー促進プロジェクト

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成18年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

化石燃料に由来するエネルギー消費量の削減に当たっては、各目標年において、削減必要量の10%以上を自然エネルギー等の導入により達成し、合わせて省エネルギーの促進により削減目標量の達成を目指します。

具体的には、原油換算での自然エネルギー等の導入量として、平成22年度では714千kl、平成27年度には834千klを目標とします。

② 数値目標に係る指標値の状況

平成18年度での自然エネルギー等の導入実績をみると、原油換算で564千klとなっています。現在は、製紙工場・製材工場等での木質系バイオマスの発電等へ利用や、県内各地でBDFの利活用が活発化している状況にあり、計画に掲げた導入が図られていることから、この分野での導入が先行するものと考えられます。

③ 平成18年度に講じた施策

ア 新エネルギー地産地消導入促進モデル事業

モデル地区（産）、東北大学大学院（学）、県（官）の3者で検討会を開催し現地視察等を行い、新エネルギー地産地消導入促進モデル事業マスタープランの策定を行いました。

イ 宮城県地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の全県的な連絡・協議組織として設立された「宮城県地球温暖化対策地域協議会」の運営を行い、市町村の普及啓発イベントや地球温暖化防止活動推進員の取組を支援しました。

ウ 県有施設へのESCO事業導入

温暖化防止実行計画の温室効果ガス排出抑制の目標達成に向けて、県有施設へのESCO事業の導入可能性を調査し、「宮城県ESCO事業導入基本方針」を策定しました。

エ 普及啓発事業の実施

- 宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき、平成18年度宮城県自然エネルギー等・省エネルギー大賞の公募・審査を行

い、優れた取組を実践している個人及び団体等を表彰しました。

- 住宅展示場での省エネ住宅の普及啓発や省エネ型家電製品普及のための省エネラベルキャンペーン、また「いいモノテクノフェア2006」及び「NE-EXPO」への出展など、自然エネルギー等・省エネルギーの普及啓発に努めました。

④ 平成18年度点検評価を踏まえた課題

自然エネルギー等導入状況をみると、計画において大幅な導入量の拡大を目指している各エネルギー利用区分のうち、太陽光・熱とクリーンエネルギー自動車分野での導入が目標に対し低調な状況にあります。また、燃料電池については、県内でも設置事例はあるものの、いまだ試験研究や実証試験の段階に止まっています。

⑤ 今後の施策展開の方向性

県・国とも平成17年度で住宅用太陽光発電システムに対する補助を廃止したほか、太陽光発電設備については、近年その価格低減に限界が見られるようになっており、こうした状況や審議会での議論を踏まえて、太陽光分野での着実なエネルギー利用拡大に向けた施策、事業のあり方を検討します。

また、クリーンエネルギー自動車についても、阻害要因として導入コストが高いことが挙げられ、グリーン税制（低燃費自動車優遇税制）による導入の促進や導入促進に向けた普及啓発イベントの開催のみならず、さらなる導入に向けた加速策を検討します。

なお、燃料電池の導入については、導入コストのほか、技術上、利用上の課題も抱えることから、

- イベント等を通じた機器紹介など燃料電池に関する普及啓発
- 燃料電池（水素）技術動向の勉強会や大学等と連携した新技術開発を行う県内企業の支援を行うなど、実用化に向けた普及啓発・支援を図っていきます。

4 資源循環型社会の形成

～宮城県循環型社会形成推進計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

循環型社会形成推進基本法に基づく地域における循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画として策定した計画で、環境基本計画の個別計画としての性格を有しているとともに、各市町村の一般廃棄物処理計画と調和を図りながら、その区域を超えた広域的事項や技術的知見を含めた県全体の廃棄物対策の基本計画としても位置付けられています。

② 施策展開の考え方

「循環型社会の形成～意識から行動へ～」を基本理念として、社会を構成するすべての主体の意識を具体的な行動へつなげるとともに、行動を妨げている社会的な要因を克服するための基盤整備、課題の大きい廃棄物等に係る個別対策が必要であることから、「すべての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源（廃棄物等）の3Rの推進」を基本方針に掲げて施策を展開していくこととしています。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで(中間目標年度：平成22年度)

○一般廃棄物

	平成17年度	平成16年度
一人1日当たりのごみ排出量 ^(注1)	1,065 g	1,104 g
リサイクル率 ^(注2)	23.9%	19.5%
最終処分率	13.2%	14%

(注1)ごみ総排出量=収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量

(注2)事業者指導の結果、事業者による市町村を経由しない再生利用が進みつつあることから、平成17年度よりこのリサイクル量を含めて算定しています。

○産業廃棄物

	平成17年度	平成16年度
排出量	11,180千t/年	12,114千t/年
リサイクル率	30.2%	29.3%
最終処分率	2.1%	2.4%

③ 平成18年度に講じた施策

- ア 県民・事業者の廃棄物の3Rに対する意識の醸成を図るため、啓発活動や環境教育を実施しました。
- イ 企業の環境配慮活動や環境産業の育成・振興

(2) 平成18年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

循環型社会形成の状況を表す指標及び計画の中間目標年度である平成22年度の基本目標値を次のとおり定めています。

○一般廃棄物

一人1日当たりごみ排出量	1,000g/人・日
リサイクル率	30%
最終処分率	12%

○産業廃棄物

排出量	11,971千t/年
リサイクル率	31%
最終処分率	2%

② 数値目標に係る指標値の状況

基本目標に係る平成17年度の指標値は次のとおりであり、計画策定時の現況値(H16)と比較してすべての指標値が向上しています。(平成18年度の指標値現況は未集計です。)

を支援するため、「環境産業コーディネーター」による企業訪問活動を行いました。

- ウ 環境・リサイクル産業団地形成基本構想に基づく「みやぎエコファクトリー」の形成を進めるため、立地企業に対する経済的支援を行いま

- した。
- エ グリーン購入促進条例に基づき「宮城県グリーン製品」の認定を行い、その利用拡大を促進しました。
- オ 産業廃棄物税を活用して、産業廃棄物の3Rを促進するための設備整備に対する費用助成や事業者が連携してリサイクルの仕組みを構築するための費用助成を行いました。
- カ 廃棄物の適正処理の推進を図るため、排出事業者・処理業者に対する指導、廃棄物処理施設の維持管理に関する指導、不法投棄・不適正処理の根絶のための広報啓発、違反行為の早期発見・早期対応を実施しました。
- キ 不適正処理の未然防止を強化するため処理に関するルールの周知徹底の講習会の実施や、財政的基盤の脆弱性からの不適正事案を早期に抑制するための財務状況の把握等の処理業者への

指導強化事業を実施しました。

- ク 産業廃棄物の適正な処理の促進を図るため「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を施行しました。

④ 平成18年度点検評価結果を踏まえた課題

計画の基本目標の現況値は前年度より向上し、また、施策も順調に実施されていますが、産業廃棄物に関する指標値は経済情勢の動向を反映し変化しやすいことから、引き続きその動きを注視していく必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

計画の施策体系に基づき「地域からの循環型社会の形成促進」、「一般廃棄物の3Rの推進」、「産業廃棄物の3Rの推進」及び「廃棄物の適正処理の推進」の4つの項目について、より有効な手段を組み合わせる施策を展開していくこととしています。

5 豊かな自然環境の保全

～宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画～

(1) 基本方針の概要

① 基本方針の位置付け及び役割

宮城県自然環境保全基本方針は、知事が、自然環境保全条例に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めているものであり、宮城県環境基本計画の自然環境保全部門の基本方針として、本県の自然環境保全に関する施策を長期的展望に立って総合的、計画的に推進するための中長期的な運営指針としての役割を果たしています。

② 施策展開の考え方

施策展開の基本的方向性を示すものとして、同方針において、「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）」「生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）」「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）」の3つの基本目標を掲げ、それぞれについて、各種計画・事業により実現を図っていきます。

引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）」を目標に、「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」といった量（面積）を用いた数値目標を設定し、平成17年度現況値26%を当面維持することとしています。

■ 指定地域の状況（平成18年度末）

区 分		箇 所	面 積
自然公園	国 立 公 園	1	9.80km ²
	国 定 公 園	3	641.75km ²
	県 立 自 然 公 園	8	1,060.44km ²
	小 計		1,711.99km ²
県自然環境保全地域		14	78.17km ²
緑地環境保全地域		9	100.92km ²
合 計		35	1,891.08km ²

※ 県土面積 7,286km²

(2) 平成18年度における点検評価結果

① 基本方針の基本目標

「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）」「生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）」「豊かな自然環境を次世代に

② 平成18年度に講じた施策

ア 豊かな生態系の保全とネットワークの形成（場の確保）を目指した取組

- 「自然環境保全対策の推進」として「金華山島」の原生的な植生復元対策事業を実施しました。
- 「豊かなみどり空間の保全・創出」として、市町村やNPO等が参加者を募り、ボランティアによる里山林及び森林公園の整備促進事業への助成を実施しました。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）を目指した取組

- 鳥獣の保護繁殖を図り、また傷病野生鳥獣の保護から野生復帰までの一貫した救護システムの構築を図るための鳥獣保護区等の整備による「野生生物保護対策の推進」を実施しました。
- 「自然環境保全・再生の推進」として、蒲生干潟については、蒲生干潟自然再生協議会において「蒲生干潟自然再生全体構想」を策定しました。

また、伊豆沼・内沼についても、今後自然再生推進法の枠組みによる保全・再生を進めるべく、調査を実施しました。

ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）を目指した取組

- 山岳指導員による自然保護思想等の普及啓発や宮城県森林インストラクターを対象に森林空間を利用した体験学習等の指導者育成事業を実施しました。

③ 平成18年度点検評価を踏まえた課題

指定面積を拡大するには土地の買い上げ等の財政支出を伴うことから継続的に面積を拡大することは難しく、また、補助指標「鳥獣保護区の県土面積に占める割合」におけるような、新たな指定には利害関係者との調整が難しい状況や、経済活動の拡大に伴う開発行為による指定解除の経済的圧力も常に存在する中では、現状の面積割合を維持することは十分に意義があり、現在指定している地域範囲を基本として、県民が自然環境の豊かさを質として実感できるようにしていくことが必要です。

ア 本県の土地利用が農業の利用から都市的な利用への転換が進む中で、適切な規模の保護地域を確保しながら開発行為などを自然環境の保全に配慮したものに誘導し、身近な自然環境の保

全・再生を積極的に進めるとともに、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成が必要です。

イ 身近な野生生物の消失、絶滅の危機がある野生生物種の増加など、生物多様性の確保に向けた適切な対応が必要であり都市的な土地利用と生物多様性の確保が両立できるよう長期的視点に立った自然環境の再生が必要です。

ウ 貴重な自然植生の踏圧による損傷、高山植物の盗掘など、人と自然と向き合う意識に変化が生じており、自然とふれあう機会や自然環境について学ぶ機会を増やし、自然を大切にし、保全するために自ら行動する人づくりを進める必要があります。

④ 今後の施策展開の方向性

宮城県自然環境保全基本方針に掲げる3つの基本目標（施策の基本的事項）により、今後もそれぞれについて長期的、継続的に推進を図ることとしています。

ア 健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）

自然環境の保全に向けた地域指定等の効果的な推進、里地里山の保全・再生、水辺環境の保全などにより、潤いや安らぎに満ちた身近な自然環境の保全を図るとともに、自然環境の保全に配慮した開発行為への誘導と監視体制の充実・強化を図ります。また、生態系ネットワークを形成するため、「宮城県自然環境共生指針」に基づき、コリドーの構築、人工林の整備等を行います。

イ 生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）

生物多様性の保全に向けた情報基盤の整備・活用を図るとともに、希少野生生物保護対策、野生鳥獣の適正な保護管理対策などを推進します。

ウ 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）

自然環境の保全に関する調査研究体制の充実とともに、多様な主体との協働による自然環境保全活動や、自然環境の保全と利用に関する意識啓発などを推進していきます。

6 環境負荷の少ない交通の推進

～宮城県自動車交通環境負荷低減計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

宮城県自動車交通環境負荷低減計画は、自動車交通に伴う環境負荷の低減方策についての基本的な考え方とその目標を示し、施策の内容を明らかにすることにより自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与することを目的とするものです。

また、関係行政機関が連携・協力して各種施策を総合的かつ体系的に推進していくための指針としての役割を担うとともに、県民・事業者がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むための行動指針としての役割をも担うものです。

② 施策展開の考え方

自動車交通公害、地球温暖化問題の特性を考慮し、次の事項に配慮して施策を展開します。

ア 総合的な取組

関係行政機関が、相互に協力・連携のもと、地域の実情に合わせて広範な分野の施策を総合的・効果的に推進します。

イ 広域的、長期的な取組

自動車が環境負荷の移動発生源であるという特性から、国等の施策を考慮しつつ、広域的な視点での対応も視野に入れて対策を推進するとともに、施策の方向性に沿って長期的な取組を着実に推進します。

ウ 優先的取組

自動車交通公害の著しい地域での対策を優先的に実施します。

エ 県民・事業者の取組

施策の実施に当たっては、県民・事業者が問題解決に向けて積極的な参加を促す手法を取り入れます。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成18年度における点検評価結果

① 計画の環境目標

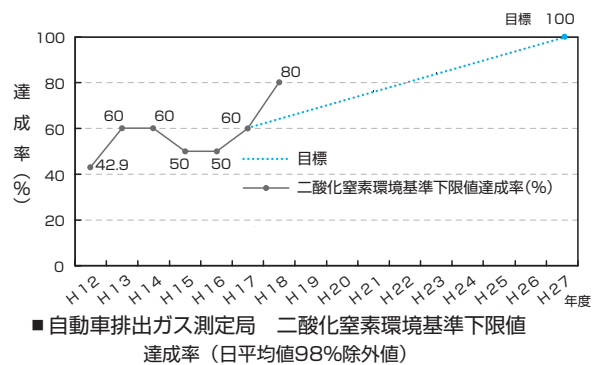
本計画では「道路沿線の大気環境を改善する」「道路沿線の騒音を改善する」「自動車からの二酸化炭素排出量を減らす」の3つの目標を掲げ、それぞれの目標のもとに具体的な数値目標として、平成27年度までに、「二酸化窒素の沿道における環

境基準下限値達成率」、「浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率」、「自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率」をそれぞれ100%に、「自動車からの二酸化炭素排出量の平成17年度からの削減量」を10%とすることをしています。

② 数値目標に係る指標値の状況

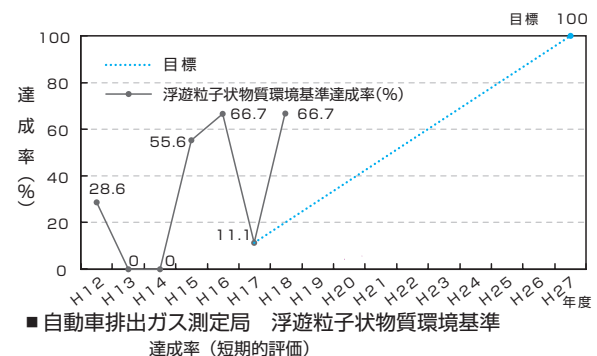
ア 二酸化窒素の沿道における環境基準下限値達成率

平成18年度は、自動車排ガス測定局10局中7局における二酸化窒素環境基準下限値の達成率で64%の達成を目指しているが、実績では8局、率で80%が達成しました。



イ 浮遊粒子状物質の沿道における環境基準達成率

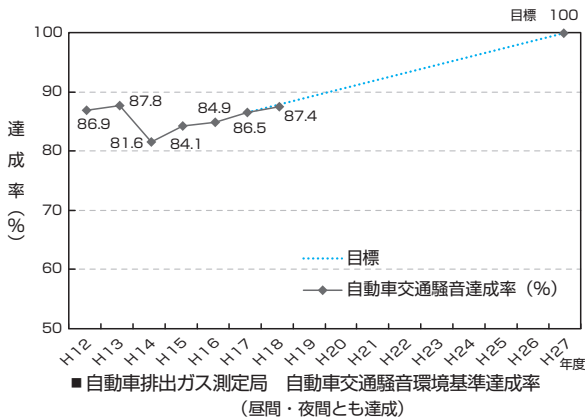
平成18年度は、自動車排ガス測定局9局中2局における浮遊粒子状物質環境基準の達成率で20%の達成を目指していますが、実績では6局、率で66.7%が達成しました。



ウ 自動車交通騒音の道路に面する地域の環境基準達成率

平成18年度は、自動車交通騒音評価対象区間において、対象世帯の87.9%が昼間、夜間ともに環境基準を達成することを目指していますが、実績では対象世帯83,349世帯のうち、72,841世帯で、87.4%が達成しました。

※ 平成18年度の自動車からの二酸化炭素排出削減量については、現時点で統計データが入手できないため、算出していません。



③ 平成18年度に講じた施策

ア 自動車単体からの環境負荷の低減を目指した取組

「グリーン購入推進計画」を踏まえて県自らが率先して低公害車を導入するなど低公害車の普及を推進したほか、整備不良車、過積載車等の指導・取締りを行い、自動車の運行に伴う単体からの騒音及び排ガスの低減を図りました。

イ 発生する自動車交通量の低減を目指した取組
第3セクター鉄道事業（阿武隈急行）に対する補助や市町村及びバス事業者に対するバス運行費の一部補助を行うなど自動車交通量の低減に資する取組への支援を実施しました。

ウ 交通流円滑化の促進を目指した取組

交差点の改良や歩道・自転車歩行者道の整備など「道路網の整備」を推進するとともに、信号機や交通管制センターの高度化、違法駐車

の強化、交通情報提供エリアの広域化などによる「交通流の管理」を推進し、交通流の一層の円滑化を図りました。

エ 自主的取組・行動促進のための普及啓発に関する取組

エコドライブに関する情報をホームページで提供するなどの情報提供を行ったほか、ラジオスポットCM及び大型ビジョンCMの制作・放送並びに低公害車普及等優良事業所の表彰事業の実施等によりエコドライブの普及に向けた取組を実施しました。

④ 平成18年度点検評価を踏まえた課題

計画の目標である大気汚染、騒音に関する指標値は、前年度と比べ改善しているところであり、今後とも他の行政機関と連携しながら、エコドライブ運動を一層定着させ、自動車からの環境負荷を低減させる必要があります。

⑤ 今後の施策展開の方向性

計画の目標を達成するため、特に次の3つの施策を重点的に推進することとしており、また、施策の展開に当たっては、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、普及啓発、調査測定の基本的7施策に体系化し、地域や路線ごとの状況に応じて対策を選択して効果的に推進することとしています。

- ア 窒素酸化物等の大気汚染物質の排出が少なく燃費の良い「低公害車」の普及促進
- イ 経済的メリットがあり、誰でも気軽に取り組める「エコドライブ」
- ウ 県内で最も交通量が多く自動車交通に係る環境負荷の大きい地域である「仙台都市圏」における総合的対策の推進

今後とも、計画に掲げた重点施策を中心に据えて、他の行政機関と連携した効果的な施策の推進を着実に実施していくとともに、ホームページをはじめとした各種媒体を活用した県民・事業者のエコドライブの普及・啓発を一層図っていきます。

7 健全な水循環の確保

～宮城県水循環保全基本計画及び流域水循環計画～

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け及び役割

宮城県水循環保全基本計画は「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づき、県民が良好な飲料水等を確保でき、自然の水循環のもたらす恵みを持続的に享受できること（健全な水循環）を目的に、県民、事業者、行政等がそれぞれ公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組むための基本的方向性を示すものとして策定されたものであり、宮城県環境基本計画の重点プログラム「健全な水循環の確保」に関する個別計画として位置づけられています。

また、基本計画をもとに流域水循環計画を順次策定することとしています。

② 施策展開の考え方

宮城県水循環保全基本計画に基づき、それぞれの流域特性を踏まえて目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を示した流域水循環計画を策定します。

流域水循環計画は、水循環の総合評価が低い流域から順に策定することとしており、鳴瀬川流域・北上川流域・名取川流域・南三陸海岸流域・阿武隈川流域の順で策定することとしています。

③ 計画期間

平成18年度から平成27年度まで

(2) 平成18年度における点検評価結果

① 計画の基本目標

「健全な水循環を保全する」ことを目標に「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」をそれぞれ10点満点とする指標値を設定し、県全体で、それぞれの現況値（順に、7.5、7.6、6.4、6.5）の向上を目指すこととしています。

ア 清らかな流れ

水質環境基準点におけるBOD、COD、全窒素及び全りんに係る水質環境基準達成度で表す指標で、全ての地点で達成した場合10点とします。

イ 豊かな流れ

地下水涵養量（森林の涵養割合との乖離）や河川の利水量で表す指標で、全ての地域において森林程度の涵養量があり、かつ、河川からの利水量がない場合10点とします。

ウ 安全な流れ

河川整備率（整備済区間、整備不要区間及び安全率達成区間の延長割合）で表す指標で、全ての河川延長において安全率を達成した場合10点とします。

エ 豊かな生態系

植物自然充実度、河川生物生息環境指標で表すもので、全ての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ、全ての河川延長において水生生物の生息環境が整っている場合10点とします。

また、県内を5つの流域に区分し、各流域ごとにその地域特性を考慮しながら各指標現況値を維持することを目標としています。

② 数値目標に係る指標値の状況

県全体の4つの指標の平成18年度末現況値は、順に、7.5、7.6、6.4、6.5となっています。

さらに、各流域ごとの健全な水循環指標及び清らかな流れから順に4つの指標の状況は次のとおりです。

なお、具体的な目標値については、それぞれの流域の特徴を踏まえて、各流域水循環計画で設定することとしています。

ア 鳴瀬川流域	：健全な水循環指標6.4（＝6.7・5.2・7.1・6.5）
イ 北上川流域	：健全な水循環指標6.5（＝6.5・7.6・5.4・6.5）
ウ 名取川流域	：健全な水循環指標7.1（＝7.3・6.7・8.0・6.4）
エ 南三陸海岸流域	：健全な水循環指標7.2（＝8.5・8.8・5.0・6.6）
オ 阿武隈川流域	：健全な水循環指標7.3（＝7.6・8.0・6.6・6.9）

③ 平成18年度に講じた施策

基本計画は施策の基本的方向を定めるものとして策定され、具体的な施策については、流域水循環計画で定めることとされているため、平成18年度に講じた施策は計画に基づくものとして位置づけられていませんが、関係する取組は以下のとおりです。

ア 清らかな流れを目指した取組

公共用水域の水質監視測定計画に基づく常時監視のほか、「松島湾リフレッシュ事業環境改善効果評価調査」や「釜房ダム水質保全計画」に沿った水質モニタリング等を実施しました。

イ 豊かな生態系を目指した取組

鳴瀬川流域では、加瀬沼周辺緑地部の買い上げによる公園整備を実施したほか、全域で、アドプト・プログラム支援により河川保全活動ボランティアの支援を実施しました。

④ 平成18年度点検評価を踏まえた課題

5つの流域について、「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」の4つの指標を用いた評価結果から、各流域ごとの課題として、以下があげられます。

ア 鳴瀬川流域

利水量が多く「豊かな流れ」の評価が低くなっているほか、「清らかな流れ」、「豊かな生態系」の評価が低く、湖沼・海域（漆沢ダム、松島湾等）の水質汚濁対策、生態系の保全が必要です。

イ 北上川流域

「清らかな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」の評価が低く、湖沼・海域（伊豆沼、長沼、石巻地先海域等）の水質汚濁対策、河川整備率の向上、生態系の保全が必要です。

ウ 名取川流域

利水量が多く「豊かな流れ」の評価が低くなっているほか、「豊かな生態系」の評価が低く、生態系の保全が必要です。また、湖沼・海域（釜房ダム、大倉ダム、仙台港等）の水質改善も必要です。

エ 南三陸海岸流域

河川整備率が低く、「安全な流れ」の評価が低くなっているほか、気仙沼湾、女川湾等の内湾の水質の改善が必要です。

オ 阿武隈川流域

すべての指標が良好となっていますが、二の倉地先等の海域の水質汚濁対策、河川整備率の向上が必要です。

⑤ 今後の施策展開の方向性

施策を効果的に実施するためには、流域全体を視野に入れた「流れの視点」が重要であり、今後策定する流域水循環計画により、次の3つの視点を基本として施策を展開します。

ア 施策の連携

一つの要素に対して効果のある複数の施策を連携させます。

イ 上流域と下流域連携

流域内の山間部、農村部及び都市郊外部、都市部のそれぞれの地域が連携します。

ウ 各計画主体間の協働

施策の円滑な推進に向けて、県民間団体・NPO法人、事業者、行政機関等が互いに連携を図ります。

